

ご家族情報登録制度規約

本規約は、ソニー生命保険株式会社(以下「当社」といいます)が運営・提供するご家族情報登録制度(以下「本制度」といいます)の利用に際しての取扱を定めるものです。

第1条 用語の定義

- 次の各号に定める者を「保険契約者等」といいます。
 - 当社の保険契約における保険契約者
 - 据置支払を選択した保険金等の受取人
 - 年金支払開始後の年金受取人
 - 第1号から第3号に定めるほか、当社の定める者
- 保険契約者等が知りうる保険契約に関する全ての内容のうち、必要な範囲で開示を請求することができる権利を「契約内容開示請求権」といいます。
- 保険契約者等以外の方の連絡先として、保険契約者等が登録した者のうち、契約内容開示請求権を有する者を「契約開示対象者」といいます。
- 保険契約者等以外の方の連絡先として、保険契約者等が登録した者のうち、第6条第3項および第4項に定める場合を除き、契約内容開示請求権を有しない者を「緊急連絡対象者」といいます。
- 契約開示対象者および緊急連絡対象者を総称して「登録家族」といいます。
- 契約開示対象者または緊急連絡対象者を登録した保険契約者等を「登録済契約者」といいます。
- 保険契約者等が第1項第2号または第3号に該当する者である場合は、本規約を以下のように読み替えます。

本規約での表記	読み替え表記
保険契約	保険金据置契約 / 年金支払開始後契約

第2条 制度の対象者

本制度を利用できるお客さまは、個人の保険契約者等とします。

第3条 情報の登録

- 保険契約者等は、当社の定める方法により、以下に該当する者を登録家族として、契約開示対象者と緊急連絡対象者をあわせて最大3名まで登録することができます。
 - 契約開示対象者については、保険契約者等の3親等内の親族、または被保険者、受取人、もしくは

は指定代理請求人であり、かつ日本国内に住所を有する個人。

(2)緊急連絡対象者については、日本国内に住所を有する個人。

- 2.保険契約者等は、第5項第2号に定める情報を正確に登録することを要します。
- 3.保険契約者等は、登録家族が保険契約者等の連絡先等の個人情報当社に開示することについて、同意することを要します。
- 4.保険契約者等は、当社が被保険者の連絡先等の個人情報を登録家族に対し開示することについて、登録家族の登録前に被保険者から同意を得ることを要します。
- 5.保険契約者等は、以下の事項について、登録家族として登録しようとする者の同意を得たうえで、登録家族として登録することを要します。
 - (1)保険契約者等および登録家族が本制度を利用すること
 - (2)登録家族として登録しようとする者に関する以下の情報を当社へ開示・登録すること
 - ①氏名
 - ②生年月日
 - ③性別
 - ④(保険契約者等との)関係性・続柄
 - ⑤住所
 - ⑥電話番号
 - ⑦メールアドレス
 - (3)当社が登録家族に対し、第5条に定める連絡をする場合があること、およびその場合に当社からの質問に回答すること
 - (4)当社が登録家族に対し、第8条第2項に定める通知を行うこと
 - (5)当社が第13条に定める範囲で登録家族の情報を利用すること

第4条 情報の変更・削除

- 1.登録済契約者は、登録家族に関する情報に変更があった場合は、変更後の情報を当社に開示・登録することに関し、登録家族の同意を得たうえで、当社の定める方法によりすみやかに変更後の情報を当社に連絡してください。
- 2.登録家族のうち、契約開示対象者に限り、契約開示対象者から当社の定める方法により直接当社に同人の情報に関する変更について請求があった場合、当社は変更があったものとして取り扱います。
- 3.登録済契約者は、前条第1項に定める範囲内において、登録家族として登録しようとする者の同意を得たうえで、当社の定める方法により登録家族を変更することができます。
- 4.登録家族が前条第1項に該当しなくなった場合は、登録済契約者はすみやかに当該登録家族の削除ま

たは前条第1項に定める範囲内において、登録家族として登録しようとする者の同意を得たうえで登録家族の変更を当社の定める方法により当社に請求してください。

- 5.登録済契約者は、登録家族の情報の削除を希望する場合は、当社の定める方法により連絡してください。また当社は、契約開示対象者に限り、契約開示対象者から当社の定める方法により直接当社に登録の削除の請求があった場合は、当該情報を削除することがあります。

第5条 登録家族への連絡

当社は、以下の場合に、登録家族に連絡をし、登録済契約者または被保険者の安否または連絡先を確認することがあります。

- (1)大災害発生時やご高齢の方などへの現況確認時等において登録済契約者と直接の連絡が取れず、登録済契約者または被保険者の安否確認・緊急連絡が必要な場合
- (2)各種保険契約のご継続・維持管理、保険金・給付金等のお支払いに関し、登録済契約者の現況確認等をするために、当社において管理している最新の連絡先を用い、登録済契約者に複数回連絡を試みたものの連絡が取れず、登録済契約者との連絡が困難な場合

第6条 登録家族への情報開示

- 1.当社は、登録済契約者の意思に基づき、契約開示対象者から問合せがなされた場合、登録済契約者の各種保険契約のご継続・維持管理、保険金・給付金等のお支払いに関する手続を補助するために必要なときに、契約開示対象者に対し、登録済契約者が知りうる契約内容を必要な範囲で開示します。
- 2.前項にかかわらず、当社は、大災害発生時においては、契約開示対象者からの問合せがなされた場合、登録済契約者の各種保険契約のご継続・維持管理、保険金・給付金等のお支払いに関する手続を補助するために必要なときに、契約開示対象者に対し、登録済契約者が知りうる契約内容を必要な範囲で開示します。
- 3.当社は、前条に基づき登録家族に対して連絡をした際、登録家族から登録済契約者の連絡先に関する問合せを受けた場合、登録家族に対し、登録済契約者の連絡先に関する情報を開示します。
- 4.当社は、前条に基づき登録家族に対して連絡をした際、登録家族から被保険者の連絡先に関する問合せを受けた場合、登録家族に対し、被保険者の連絡先に関する情報を開示します。ただし、当社が第5条第2号に基づき緊急連絡対象者に対して連絡をした場合には、緊急連絡対象者に対し、被保険者の連絡先に関する情報を開示しません。

第7条 契約開示対象者からの請求書類等の送付依頼

当社は、登録済契約者の意思に基づき、契約開示対象者から当社カスタマーセンターに請求書類等の送付依頼があった場合、当社の定める範囲で受け付けます。ただし送付先は原則として登録済契約者の連絡先とします。

第8条 登録済契約者および登録家族への通知

- 1.当社は、登録家族の情報が登録・変更・削除された際、登録済契約者に対し、登録・変更・削除された登録家族の情報を、当社が定める方法で通知します。
- 2.当社は、登録家族に対し、以下について当社が定める方法で通知します。
 - (1)本制度に登録家族の情報が登録された旨
 - (2)登録されている登録家族のメールアドレスの到達確認のための通知
 - (3)当社保険商品のご紹介や当社が定めるサービスのご案内
- 3.当社は、登録済契約者または登録家族に対し、前二項に定める通知を当社において管理している最新の連絡先に発送するものとし、当該通知が到達しなかった場合には、当社はそれ以降当該通知を発送しません。

第9条 本制度の利用開始

保険契約者等は、登録家族として登録しようとする者等の同意を得たうえで、当社の定める手続により当社へ登録家族を登録した時点から本制度を利用することができます。

第10条 本制度の提供の中断・停止

- 1.当社は、次の場合には、登録済契約者および登録家族に事前に連絡することなく本制度の提供の全部または一部を中断することがあります。
 - (1)本制度の提供に必要な設備等の保守・点検を行う場合、または当該設備等に障害が発生した場合
 - (2)天災・災害その他のやむを得ない事由により本制度の提供ができない場合
 - (3)その他、当社が本制度の提供を中断する相応の事由があると判断した場合
- 2.登録済契約者は、当社が交付した通知または書類が、偽造、盗難、紛失等により他人に使用される恐れが生じた場合または他人に使用されたことを認知した場合には、直ちに当社の定める方法により当社に連絡してください。当社がこの連絡を受けたときは、当社は、直ちに本制度の提供を停止する措置を講じます。
- 3.当社は、次の各号のいずれかに該当した場合、当該登録済契約者に対する本制度の提供を停止します。
 - (1)登録済契約者から登録家族の情報の削除の請求があり、登録家族の情報が全て削除されたとき
 - (2)登録済契約者または登録家族が反社会的勢力に該当すると認められるとき、またはこれらの反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき
 - (3)登録家族が登録されているすべての保険契約について、以下のいずれかにより登録済契約者に係る登録家族の情報が利用できなくなったとき
 - ①解約・死亡保険金支払等により保険契約が消滅したとき
 - ②登録済契約者と年金受取人または据置受取人が異なる場合で年金等の支払が開始されたとき
 - ③登録済契約者が、保険契約者等の変更を行ったとき
 - (4)契約開示対象者から登録情報の削除の請求があり、当該情報を削除したことで登録家族の情報が

全て削除されたとき

- (5)登録済契約者が被保険者から第3条第4項に定める同意を得ていなかったとき
- (6)登録済契約者が登録家族から第3条第5項に定める同意を得ていなかったとき
- (7)その他当社が必要と認めたとき

4.前項第3号または第7号の規定により本制度の提供を停止した場合でも、第5条第1号に定める場合や、保険契約者等または被保険者の身体・生命・財産の保護のために必要な場合において登録されていた登録家族に連絡をとることがあります。

第11条 会社の免責

保険契約者等または登録済契約者が規定に反したときは、そのために生じた自ら、または登録家族にかかる損害については、当社は責任を負いません。

第12条 規約の変更、廃止

1.当社は、登録済契約者の事前の承諾なしに本規約の内容を変更または廃止できるものとします。この場合、当社は変更事項を通知またはホームページ等に表示します。

2.前項の場合、変更日以降は変更後の本規約を適用し、廃止日以降は本規約の適用を終了します。

第13条 情報の利用

1.当社は、登録済契約者および登録家族の個人情報を本制度の運営のほか、次の目的のために必要な範囲で取得・利用します。

- (1)各種保険契約のお引き受け、ご継続・維持管理、保険金・給付金等のお支払い
- (2)ソニー生命、その関連会社・提携会社の各種商品やサービスのご案内・提供・維持管理
- (3)ソニー生命の業務に関する情報提供・運営管理、商品・サービスの充実
- (4)その他保険に関連・付随する業務

2.前項に定めるほか、当社における個人情報の取扱いに関する詳細は、当社ホームページ (<http://www.sonylife.co.jp/policy/>) をご覧ください。

第14条 その他

本規約に特段の定めがない事項については、普通保険約款、特約・特則条項の規定を適用します。また、当社が提供する「お客さま WEB サービス」へ登録されている保険契約者等は、上記に加えて、当社の定める「お客さま WEB サービス規約」を適用します。

2017年4月18日 制定